諮問庁：法務大臣
諮問日：令和７年７月１０日（令和７年（行個）諮問第１８６号）
答申日：令和８年１１月６日（令和８年度（行個）答申第２０９号）
事件名：本人が提起した訴訟事件に係る文書の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙１に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表２に掲げる部分を開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）７６条１項の規定に基づく開示請求に対し、令和７年４月７日付け庶第１９号により特定法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。なお、添付資料は省略する。

（１）審査請求書

別紙２のとおり。

（２）意見書

別紙３のとおり。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　原処分について

（１）開示請求の内容について

本件の開示請求（以下「本件開示請求」という。）は、審査請求人である開示請求者が、処分庁に対し、令和７年２月５日受付第１６号保有個人情報開示請求書をもって、特定地方裁判所特定事件番号に係る事件記録について開示請求をしたものである。

（２）原処分に係る経緯について

処分庁は、法８４条を適用し、令和７年３月３日付け庶第７８０号をもって、開示決定等の期限を令和７年５月７日まで延長するとともに、令和７年４月７日付け庶第１９号をもって、法８２条１項の規定に基づき、本件開示請求に係る保有個人情報の相当部分の開示決定等として、

特定地方裁判所特定事件番号に係る事件記録のうち、国及び原告が裁判所に提出した書面及び証拠書類を除いた文書について、当該文書の一部を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

次いで、処分庁は、令和７年５月２日庶第８７号をもって、法８２条１項の規定に基づき、原処分により開示決定した以外の残りの部分についての開示決定として、特定地方裁判所特定事件番号に係る事件記録のうち、国及び原告が裁判所に提出した書面及び証拠書類について、全部開示決定を行ったところ、本審査請求は上記の原処分に対してされたものである。

２　審査請求人の主張について

審査請求人は、「「国の機関が行う争訟に関する事務に関する情報であって、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものである。」（中略）等の不開示の理由をあげています。」、「国（国家公務員）は（中略）「国民の当事者としての地位を不当に害する争訟の事務を行う。」ことなど出来ません。」、「公共の利益のために勤務していれば、国の当事者としての地位を不当に害することなど有りません。」などとして、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

３　原処分の妥当性について

（１）不開示とした部分に記載されている情報について

原処分において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には以下の情報が記載されている。

ア　国を当事者とする訴訟に関する打合せの年月日、場所、出席者及び内容、決裁者の職名及び印影、報告発送日、担当区分、経過要旨等の国の訴訟対応方針又は応訴体制に関する情報

イ　一般に公開されていない行政機関の電話番号、内線番号及びＦＡＸ番号

（２）不開示情報該当性について

ア　上記（１）アについて

国の訴訟対応方針や応訴体制が明らかになるか、あるいは推認させる情報であって、開示することにより、訴訟の一方当事者である国が当該事件をどの程度重要視しているかといった情報や訴訟に対応するために内部的に行った検討の経緯等が明らかになり、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであるため、法７８条１項７号ニに該当する。

また、これらのことが明らかになることにより生じる不利益を回避するため、本来記載すべき事項の記載を控えるなど、訟務部局内部における検討・協議に支障を来すなどのおそれがあり、率直な意見

の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものでもあることから、法７８条１項６号にも該当する。

審査請求人は、これらの情報を開示することにより、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとの原処分における不開示の理由に関し、前記２のとおり主張するが、訟務部局の職員等が「公共の利益のために勤務」しているかどうかは、かかるおそれが否定されるかどうかの判断に影響を与えるものではないから主張自体失当である。

イ　上記（１）イについて

一般に公開されていない国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため、法７８条１項７号柱書きに該当する。

（３）結論

以上のとおり、本件不開示部分は、法７８条１項６号並びに７号柱書き及びニにそれぞれ該当することから、本件不開示部分を不開示とした原処分は相当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①	令和７年７月１０日	諮問の受理
②	同日	諮問庁から理由説明書を収受
③	同月２５日	審議
④	同年８月５日	審査請求人から意見書及び資料を収受
⑤	令和８年９月１８日	本件対象保有個人情報の見分及び審議
⑥	同年１０月３０日	審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、その一部を法７８条１項６号並びに７号柱書き及びニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は相当であるとしていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、別表１記載のとおりであるとのことであるので、当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところにより、以下検討する。

（１）別表１番号１、３及び６に掲げる不開示部分について

ア　標記不開示部分には、国を当事者とする特定地方裁判所特定事件番号の訴訟に関する担当区分が記載されていると認められる。

イ　当該不開示部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第３の３（２）アのとおり説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分には、特定の事件に係る争訟における国の応訴体制という、いわゆる手の内情報が記載されているため、これを公にすると、当該事件に係る国の応訴体制が明らかとなり、訴訟当事者である国の訴訟遂行に著しい支障が生じることとなる。

ウ　これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、当該事件に係る国の応訴体制が明らかとなり、国の訴訟遂行に著しい支障が生じる旨の上記イの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

そうすると、当該不開示部分を公にすると、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので、法７８条１項７号ニに該当し、不開示としたことは妥当である。

（２）別表１番号２に掲げる不開示部分について

ア　標記不開示部分には、国を当事者とする訴訟に関して行った打合せ等の年月日、場所、出席者及び内容が記載されていると認められる。

イ　当該不開示部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第３の３（２）アのとおり説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分は、当該事件に対応するために国が内部的に行った検討の経緯に関する情報が記載されていることから、これを公にすると、個々の訴訟における国側の適切な対応を困難にさせ、争訟に関する国の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

ウ　これを検討するに、当該不開示部分は、当該訴訟に係る国の内部検討に関する情報であって、これを公にすると、国の訴訟対応方針を推認させる情報が明らかになり、今後提起される個々の訴訟における国側の適切な対応を困難にさせるおそれがある旨の上記イ及び上記第３の３（２）アの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

そうすると、当該不開示部分を公にすると、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので、法７８条１項７号ニに該当し、同項６号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（３）別表１番号４に掲げる不開示部分について

ア　標記不開示部分には、法務省訟務局特定課の直通電話番号、内線番号及びファクシミリ番号が記載されていると認められる。

イ　当該不開示部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第３の３（２）イのとおり説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分はいずれも一般に公開されていない情報である上、国を当事者とする訴訟が多数係属していることを踏まえると、当該不開示部分に関する情報を公にすることにより、いたずらや偽計に使用されたり、国の機関が必要とする緊急の連絡や外部との連絡に支障を来したりするなど、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ　これを検討するに、当該不開示部分は、一般に公開されていない情報である旨の諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められないことから、これを公にすることにより、いたずらや偽計に使用され、緊急の連絡や外部との連絡に支障を来すなど、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法７８条１項７号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（４）別表１番号５に掲げる不開示部分について

ア　標記不開示部分には、決裁者の職名及び印影、本省メール送信日、報告発送日、担当区分、添付書類に関する情報並びに経過要旨等の国の訴訟対応方針に関する情報及び応訴体制に関する情報が記載されていると認められる。

イ　当該不開示部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第３の３（２）アのとおり説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

（ア）期日経過報告は、訟務部局の担当者が国の内部における訴訟対応方針の検討のために作成するものである。当該文書には、裁判所名や相手方氏名等、事件を特定する事項のほか、訴訟の一方当事者である国が個々の訴訟に対処するに当たっての一般的な方針（国の手の内情報）として、国側の出頭者や、当該期日において国側が実施した主張・立証活動の具体的な内容、裁判所の訴訟指揮に関する内容等が詳細かつ率直に記載されている。

（イ）当該不開示部分には、当該事件に係る国の応訴方針等、国が内部的に行った検討・協議の内容やその経緯に関する情報のほか、当該検討・協議にどの程度の期間を要したか等が明らかになるか、あるいはこれらを推知させる情報が記載されており、いずれも審査請求人が知り得る情報とはいえない。

これらの情報を公にすると、訴訟の一方当事者である国の訴訟対応方針等に関する検討・協議における率直な意見の交換が不当に害されるおそれがある。また、訟務部局の担当者においても、将来、期日経過報告書が公にされることによる不利益を防ぐために、期日経過報告書に本来記載すべき報告事項を記載することを控えることにもなりかねず、その結果、訟務部局内部において、上司等の関係者に報告すべき事項が適切に報告されず、訟務部局内部における検討・協議に支障を来すなど、訴訟対応についての的確な対応を行うことが困難になる。さらに、期日経過報告書の記載は、適宜要約や省略が行われているため、これが公にされると、当時の訴訟の前提となっていた諸事情や記載された文脈と離れ、記載された文言のみにより検討内容等が推認され、国の応訴方針等について一方的な評価や誤解を招きかねない。

このような事態は、国の適切な訴訟遂行を阻害するものであるとともに、国民に混乱を生じさせるおそれもある。

（ウ）また、期日経過報告における決裁者の職名及び印影は、国における今後の訴訟遂行に係る意思形成過程の情報であることから、これを公にすると、訴訟当事者である国の訴訟遂行に著しい支障が生じることとなる。

ウ　これを検討するに、当該不開示部分のうち、別表２に掲げる部分を除く部分は、当該事件に係る国の内部検討に関する情報であって、これを公にすると、国の訴訟対応方針等が明らかとなり、国の適切な訴訟遂行を阻害するおそれがある旨の上記イ（イ）及び（ウ）の諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

そうすると、当該不開示部分を公にすると、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められるので、法７８条１項７号ニに該当し、同項６号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ　しかしながら、当該不開示部分のうち、別表２に掲げる部分は、その記載内容に照らし、これを公にしても、国の訴訟対応方針等に関する検討・協議における率直な意見の交換が不当に害されるおそれがあるとまでは認められず、また、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとも認められないので、当該部分は、法７８条１項６号及び７号ニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法７８条１項６号並びに７号柱書き及びニに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表２に掲げる部分を除く部分は、同項７号柱書き及びニに該当すると認められるので、同項６号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表２に掲げる部分は、同項６号並びに７号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第１部会）

委員　中里智美、委員　木村琢麿、委員　中村真由美

別紙１（本件対象保有個人情報）

開示請求者が原告であり、国が被告である次の行政訴訟の一連の事務処理の過程において取得又は作成した一切の公文書に記録された保有個人情報
・係属裁判所：特定地方裁判所特定部
・事件番号及び事件名：特定事件番号　特定事件名

別紙２（審査請求書）

「国の機関が行う争訟に係る事務に関する情報であって、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものである。」「国の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性がが不当に損なわれるおそれがあるものである。」等の不開示の理由をあげています。

国家公務員は、服務の根本基準（国家公務員法９６条）に、「すべての職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、服務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

国（国家公務員）は、上記の規定により、「国民の当事者としての地位を不当に害する争訟の事務を行う。」ことなど出来ません。公共の利益のために勤務していれば、国の当事者としての地位を不当に害することなど有りません。

何故、国の機関が行う争訟に係る事務に関する情報を公開すると、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるのかが問題となる。

国（国家公務員）は、国民の当事者としての地位を不当に害する争訟の事務を行っていたからである。

（略）

法７８条１項２号ハ（公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）の規定により、全部開示を求めます。開示をすることにより、今後、国の機関が、事務の適正な遂行を行い、公務員の不正（隠蔽等）を未然に防ぐことが出来ると思います。

国家公務員法９８条（服務）に、「職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と規定されています。

特定法務大臣には、法務省の職員に対して、法令に従い、国民全体の奉仕者として、適正な職務を遂行するように、命令書を発出して頂きたくお願い申し上げます。併せて、再発防止と不正（隠蔽）を行った、又は、職員の不正を知りながら、見過ごした職員の懲戒処分にご尽力をお願いします。

（略）

別紙３（意見書）

１　令和７年５月２日付け庶第８７号（全部開示）より、特定法務局職員の公務員としての職務に違背する事実を挙げる。

（略）

２及び３　（略）

４　全部開示された令和７年５月２日付け庶第８７号の保有個人情報から、本件事件の内容と法務省（法務局）の職員の不正（隠蔽）は明らかである。情報公開・個人情報保護審査会は、事実を確認し、適切な判断をお願いします。

別表１　本件不開示部分及び不開示情報該当性

番号	通し頁	保有個人情報が記録された文書名	本件不開示部分	根拠条文（第７８条１項）
１	１	事件記録	担当区分	７号ニ
２	３	経過表（２）	打合せ等の年月日、場所、出席者及び内容	６号及び７号ニ
３	６	受理票	担当区分	７号ニ
４	７	ファクシミリ送信書	行政機関の電話番号及びＦＡＸ番号	７号柱書き
	１２	争訟事件の移送について	行政機関の内線番号及びＦＡＸ番号	
５	１８、２５及び３３	期日経過報告	・決裁者の職名及び印影、報告発送日、本省メール送信日、担当区分 ・添付書類に関する情報 ・経過要旨等の国の訴訟対応方針に関する情報及び応訴体制に関する情報	６号及び７号ニ
	１９ないし２１、２６ないし２８、３４ないし３６		経過要旨等の国の訴訟対応方針に関する情報及び応訴体制に関する情報	
６	５０	結果報告	担当区分	７号ニ
	５１	確定報告	担当区分	

別表２　開示すべき部分

通し頁	開示すべき部分
１８	「経過要旨」欄の左から１文字目ないし６文字目
１９	１行目及び２行目
２５	「経過要旨」欄の左から１文字目ないし６文字目
２６	１行目及び２行目
３３	「経過要旨」欄の左から１文字目ないし６文字目
３４	１行目及び２行目

※行数については、空白部分は数えない。